

食物アレルギー対応マニュアル

1. 食物アレルギーについて
2. アレルギー症状
3. アレルギー症状への対応手順
4. 除去食対応までのながれ

1 食物アレルギーについて

食物アレルギーとは、特定の食物を摂取することによって皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のことをいいます。(学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドラインより抜粋)

- ◇アレルギー症状は、運動（外遊びや体育）によっても引き起こされる。食後 20～30 分くらいが多くアレルギー症状が出現する時間帯とされている。
- ◇食物アレルギーは、学校給食で除去対応していない児童も症状が現れる可能性がある。

2 アレルギー症状

アレルギー症状は児童によって様々であり、分単位で進行する。アレルギー症状が出た場合は十分に観察・記録することが重要になる。(児童の症状を記録する用紙は、保健室内の掲示板にある。)

グレード		1	→	2	→	3
目・口・鼻 顔面の症状	腫れ	くちびる、まぶた全体の腫れ		顔全体の腫れ		—
	違和感	口、のどのかゆみ イガイガした感じ		飲み込みづらい		しめつけられる感じ
皮膚症状	かゆみ・赤み じんましん	部分的・軽度のかゆみ		全身性・強いかゆみ		—
消化器症状	腹痛	弱い腹痛 (がまんできる)		明らかな腹痛		強い腹痛 (がまんできない)
	嘔吐・下痢	吐き気など		複数回の嘔吐・下痢		繰り返す嘔吐・下痢
呼吸器症状	咳	単発		連続・咳き込み		犬が吠えるような咳
	呼吸困難	—		息がしにくい		呼吸音がゼーゼー、ヒューヒューしている
全身症状	意識状態	やや元気がない		ぐったりしている		意識がない、失禁 くちびるや爪が青白い

- ◇給食除去食を対応している児童にアレルギー症状が現れた場合は、すぐに保護者に連絡をして現在の状況（児童の症状や様子）を伝える。今後も常時必ず連絡をとれるように連絡方法（家のTEL、携帯など）を確認しておく。必ず、迎えに来てもらうことを伝える。
- ◇エピペンが処方されている児童の場合は、緊急性の高い症状がある時は、ただちにエピペンを使用し、救急搬送し、同時に保護者にも連絡する。

アナフィラキシーショックについて

アナフィラキシーショックとは、アレルギーの原因物質に触れる、または食べたり飲んだりした後に、数分から数時間以内に複数の臓器や全身に現れる激しい（即時型）アレルギー反応のことをいう。（上記表では、グレード 2・3）アナフィラキシーによって、血圧の低下や意識障害などを引き起こし、ショック状態に至ることがあり、命の危険をとまなう。

4 除去食対応までのながれ

学校における食物アレルギー対応の原則

- ① 学校給食における食物アレルギーの対応は、過敏物質・食物の除去を基本とする。
除去食とは、調理過程で過敏物質・食品を除いた給食を示す。
- ② 医師からの指導内容(除去すべき原因物質等を示す診断・指示書)を保護者は必ず提出する。
- ③ 実施の決定は学校長が行い、副校長・栄養士・養護教諭・担任・給食主任・給食主事・学校医等の関係者が連携して、組織的に対応に当たること。
- ④ 対応に当たっては、児童の栄養面及び精神面に配慮し、対応決定後も保護者との連携を密にする。

食物アレルギーの対応方法と留意点

(1) 除去食を提供する場合

【対象】 調理の過程で原因食物を除去することが**可能な場合**

【配慮事項】

- ・ 医師の診断、指示書のもと可能範囲な範囲で対応する。
- ・ 栄養士は、調理過程において調理職員が確実に除去できるように指示する。
- ・ 学級担任は、該当児童が給食当番の際には、原因物質に触れたり、誤食しないように配慮する。
- ・ 給食指導が担任でない場合にも、事故のないように注意する。

(例) 補教・縦割り班活動・交流給食・遠足など

(2) 献立によって弁当(代替食)を持参する場合

【対象】 調理の過程で原因食物を除去することが**困難な場合**

【配慮事項】

- ・ 献立の内容に合わせて、家庭から相応の弁当を持参するように求める。
- ・ 学級担任は、該当児童が給食当番などの際には原因物質に触れたり、誤食しないように配慮する。
- ・ 給食指導が担任でない場合にも、事故のないように注意する。

(例) 補教・縦割り班活動・交流給食・遠足など

(3) 本人が除去する場合

【対象】 比較的症状が軽く、本人が原因食物を取り除くことができる場合

【配慮事項】

- ・ 本人に取り除く食物を理解させておくよう保護者に協力を求める。
- ・ 担任は除去食を理解すると共に、学級の児童が食物アレルギーについて、理解するよう指導する。
- ・ 誤食事故が起きやすい対応のため、誤って食べてしまった場合の対処方法を理解しておく。

学校給食における食物アレルギー対応のながれ

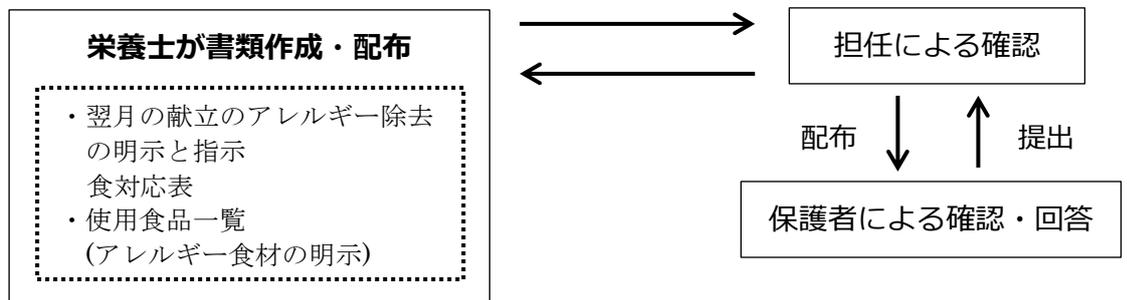
申し出



提出書類をもとに、保護者・学校長・副校長・栄養士・養護教諭で面談を実施し、対応方法を決定する。

※提出書類は、原本を副校長が、栄養士・養護教諭・保護者がコピーを保管する。

毎月の流れ



除去食対応 当日の流れ

